

(8) 収入事務の不備収入事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 保健医療企画課</p>	<p>証紙による収入については、証紙収入金整理特別会計を設置し、売りさばき代金を歳入として整理して、証紙の使用実績に基づいて当該特別会計から一般会計の各手数料収入に振り替えることとしている。</p> <p>歳入徴収者は、毎月末現在における調定伺書（証紙用）を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならないが、平成27年7月に証紙収納した受胎調節実地指導員指定証等交付手数料（2件、8,000円）及び生活習慣病・歯科・栄養事業手数料（38件、133,600円）について、同年8月11日に調定を行っていた。</p>	<p>会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 第231条の2 2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする。</p> <p>【大阪府証紙徴収条例】 第2条 手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、知事が告示で指定する手数料は、これによらないことができる。</p> <p>【大阪府証紙徴収条例施行規則】 第16条 証紙収入金整理特別会計から一般会計へ振替するときは、歳入徴収者は、毎月末現在における調定伺書（証紙用）（様式第7号）を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならない。</p>	<p>平成28年9月に、室内連絡会議により室・課内職員に監査結果の情報共有を行うとともに、関係法令等の順守について注意喚起を行った。</p> <p>今後は、会計事務に係るスケジュールの一覧表を作成する等して、処理期限等を可視化し、進捗管理を徹底することにより、会計事務のルール等に基づき適正な事務処理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 薬務課	<p>証紙による収入については、証紙収入金整理特別会計を設置し、売りさばき代金を歳入として整理して、証紙の使用実績に基づいて当該特別会計から一般会計の各手数料収入に振り替えることとしている。</p> <p>歳入徴収者は、毎月末現在における調定伺書（証紙用）を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならないが、平成27年5月に証紙収納した毒劇物取扱者試験手数料（472件、4,956,000円）について、同年6月19日に調定を行っていた。</p>	<p>会計事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 第231条の2 2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする。</p> <p>【大阪府証紙徴収条例】 第2条 手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、知事が告示で指定する手数料は、これによらないことができる。</p> <p>【大阪府証紙徴収条例施行規則】 第16条 証紙収入金整理特別会計から一般会計へ振替するときは、歳入徴収者は、毎月末現在における調定伺書（証紙用）（様式第7号）を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならない。</p>	<p>平成28年9月に、電子メールにより課内職員に監査結果の情報共有を行うとともに、大阪府証紙徴収条例施行規則の規定を踏まえた証紙収入の調定手続について、再度周知を図った。</p> <p>今後は、チェック体制を強化し、適正な事務執行に努めるとともに、課内会計研修の機会などを捉えて、更なる意識の向上を図っていく。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 文化財保護課</p>	<p>証紙により手数料の納付を受けたときは、当該手数料の額と証紙金額が一致しているか確認し、証紙と申請書等にかけて消印を押印することとなっているにもかかわらず、71件の銃砲刀剣類の登録申請書等については、消印が押印されていないものや、消印は押印されているものの証紙と登録申請書等にかけての消印が押印されていないものであった。</p>	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、証紙による収納事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【証紙徴収条例施行規則】 (証紙の消印) 第15条 第12条の規定による申請書等を受理したときは、歳入徴収者は、証紙を審査し、当該証紙と申請書等にかけて消印(様式第6号)を押印しなければならない。</p>	<p>消印が押印されていないものについては消印を押印し、消印が押印されているものの証紙と申請書等にかけて押印されていないものについては消印の押し直しを行い、71件全てについて適切な押印となるように処理した。</p> <p>また、文書保存期間である過去5年間の銃砲刀剣類の登録申請書等を点検し、消印の押印漏れや証紙と登録申請書等にかけて押印されていないものがないことを確認した。</p> <p>さらに、証紙収入事務における消印の押印について当該事務担当者に周知徹底した。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月16日から同年7月14日まで)